

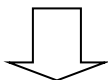
令和5年度

島田市行政財産における飲料用等自動販売機設置者募集について

募集から設置までの流れは下記の通りです。詳細は「島田市行政財産における飲料用等自動販売機設置者募集要項」をご確認ください。

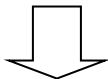
1. 公募申込

- | | |
|---------------------|------------------|
| ① 要項公開・公募申込(価格提示)受付 | 令和5年2月8日(水) |
| ② 質問書締め切り | 令和5年2月15日(水)正午まで |
| ③ 質問書回答をHPで公表 | 令和5年2月22日(水) |
| ④ 公募申込締め切り | 令和5年2月28日(火)正午まで |



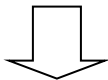
2. 設置者の決定

申込者のうち、一定条件を満たし、かつ予定価格以上の最高額申込者を設置者とする



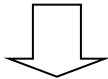
3. 貸付契約締結

令和5年3月10日(金)までに契約締結



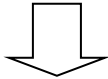
4. 設置

設置日時は、施設所管課と協議



5. 初年度貸付料請求

令和5年4月に1年分を納付



通常の維持管理

島田市行政財産における飲料用等自動販売機設置者募集要項

島田市行政財産における飲料用等自動販売機設置者（以下「設置者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項を承知のうえ、お申込みください。

1 募集事項及び物件

- (1) 募集事項 飲料用等自動販売機（以下「自動販売機」という。）を設置するための行政財産の賃貸借（貸付期間の延長、更新なし）
- (2) 募集物件 別添「募集物件説明書」のとおり
- (3) 契約単位 別添「募集物件説明書」1件毎とします。

2 参加資格要件

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り募集に参加することができます。

- (1) 島田市物品入札参加登録申請に登録している者で募集公告の日から設置者決定までの間、島田市から入札参加停止措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団又は同条第6号の暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）でないこと。法人にあっては役員又は使用人も暴力団員でなく、暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (4) 静岡県に本店、支店、営業所又は事業所を有し、個人の場合は静岡県中部地区内に居住し、又は店舗を設置し、業を営んでいること。
- (5) 静岡県において過去3年以上継続して自動販売機の設置及び運営事業を営んでいること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが成されている（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始の申立てが成されている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 静岡県内において、過去3ヵ年の間に、静岡県、国又は他の地方公共団体等の庁舎、施設等における飲料用自動販売機設置者として決定した場合において、当該契約の締結又は履行を妨げ、若しくは正当な理由なく当該契約を履行しなかったことがないこと。

3 募集条件

(1) 貸付期間

別添「募集物件説明書」のとおり。

ただし、市が公用又は公共用に供するために必要が生じたときは貸付契約を解除することがあります。また、この契約は、契約の更新や期間延長は行いません。

(2) 用途の指定

物件の用途は自動販売機及び使用済容器回収ボックス（以下「自動販売機等」とします）の設置に限定します。

(3) 貸付料

公募により決定します。

(4) 諸費用

自動販売機の設置、撤去、維持管理にかかる経費は設置者の負担とします。

(5) 契約書について

物件が建物の場合は「定期建物賃貸借契約書」により、土地の場合には、「行政財産賃貸借契約書」により契約します。

(6) 契約書に添付する仕様書について

契約は、別添「自動販売機の設置に伴う留意事項」および「募集物件説明書」を添付して締結します。この場合、「募集物件説明書」の標題は「物件説明書」に変更します。

(7) 災害時の協定について

災害対応用自販機の設置をするため、賃借契約書とは別に協定書「災害時における自動販売機内の飲料水無償提供について」の締結をします。

(8) その他

本要項以外に「募集物件説明書」「自動販売機の設置に伴う留意事項」に指示事項があります。すべてご確認のうえ、4の申込を行ってください。

なお、「募集物件説明書」の特記事項と本要項に附属する「自動販売機の設置に伴う留意事項」に違いがある場合は、「募集物件説明書」の記載を優先します。

4 公募参加の手続き

(1) 公募参加申込

ア 申込方法

公募への参加を希望する方（以下「申込者」という）は「イ 申込書類」を郵送または持参により提出ください。

受付期間 令和5年2月8日(水)から令和5年2月28日(火)正午(必着)

送付先 〒427-0041 静岡県島田市中河町 283-1 島田市健康づくり課

※持参される方は保健福祉センター2階 健康づくり課へお越してください。

受付時間 午前9時～12時、午後1時～5時（土、日、祝日を除く）

イ 申込書類

申込書類	様式
① 応募申込書（申込価格記載）	様式 1 号
② 応募申込に係わる誓約書	様式 2 号
③ 物品入札参加資格申請受付票の写し	
④ 営業実績報告書	任意様式
⑤ 設置する自販機及び使用済容器回収ボックスの仕様が分かる資料（寸法、電力消費量等）	任意様式
⑥ 販売する清涼飲料水等の一覧（名称、販売価格等）	任意様式

※複数の物件に申込する場合、①は物件毎に提出してください。⑤、⑥は、同じであれば物件番号を記載した上、1部としても構いません。

ウ 申込価格について

- ・ 申込価格は、消費税抜きの月額を記載してください。
- ・ 物件が建物の場合は、申込価格に消費税及び地方消費税を加算した金額が契約額となります。土地の場合は申込価格が契約額となります。

エ 質問について

下記のとおり受付します。期間満了後の質問は受付しません。

質問書受付期間：令和5年2月8日（水）から令和5年2月15日（水）正午まで

提出方法：指定様式（様式3号）をFAXにて送信（電話、メール不可）

FAX 0547-34-3299

回答方法：① 質問者へはFAXによる個別回答（随時）

② 全質疑応答はホームページに掲載します。（令和5年2月22日までに公開）これをもって本要項の補完とします。

(2) 申込書類の書換えの禁止

いったん提出した応募申込書等の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできません。

(3) 申込の無効

次のいずれかに該当する場合は、応募申込みは無効となります。

ア 応募資格の無い者が行った応募申込み

イ 応募申込みに関し不正な行為を行った応募申込み

ウ 応募申込書等の氏名、印鑑その他主要な部分に誤脱又は判読不能なものがある応募申込み

エ 記名押印を欠く応募申込み

オ 応募申込書等（添付書類を含む）に虚偽の記載を行った応募申込み

カ 応募申込者が同一物件について複数の応募申込みを行ったときは、その全部の応募申込み

キ 申込期間までに応募申込みがなかったもの

ク 前各号に掲げるものの他、この「募集要項」各項に違反した者の応募申込み

(4) その他

- ア 応募申込書及び資料の作成及び申込みに係る費用は、申込者の負担とします。
- イ 提出された応募申込書及び書類は、返却しません。
- ウ 応募申込書及び書類に用いる言語は日本語とします。

5 契約者の決定

- (1) 物件毎に提出書類の審査を行い、「2 参加資格要件」に定める資格を満たしている者で、販売する清涼飲料水の一覧が適当であると認めた者の中から予定価格以上で最高額の申込者を契約者とします。
- (2) 最高額の申込者が2者以上の場合は抽選により決定します。抽選の立合いは任意とします。日程は対象となった方にのみ連絡します。

6 決定後の手続き

- (1) 市と契約者は令和5年3月10日までに賃借契約を締結します。契約以降の手続きは、「募集物件説明書」の所管課が窓口となります。
- (2) 設置日、設置場所、設置後の販売品の搬入・廃棄物の搬出時間、経路等、所管課と協議のうえ決定し、実施してください。
- (3) 貸付料は年度分を4月に前納していただきます。令和5年度分は令和5年4月1日以降に納入通知書を送付しますので、期限内に納入してください。
- (4) 電気料等光熱水費は、毎月子メーターの数値に基づき計算した額を請求します。
- (5) 3ヶ月に1度、売上実績を報告してください。(任意様式)
- (6) 貸付期間満了時には、撤去日を予め担当課と協議し、自動販売機等の撤去を行ってください。この際、貸付物件は原状に復してください。
- (7) 設置、撤去、維持管理及び契約締結に係わる費用は設置者の負担となります。

7 その他

- (1) 各募集物件についての問合せは、直接「募集物件説明書」の所管課に行わないでください。本要項4(1)エによる書面にて行ってください。
- (2) 申込者数等の状況、設置者名及び契約金額は後日ホームページ等において公表を予定していますので、あらかじめご了承ください。
- (3) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

8 本募集事務担当部署

〒427-0041 静岡県島田市中河町 283-1 島田市保健福祉センター 2 階
健康づくり課
外線 0547-34-3282
代表 FAX 0547-34-3299